KOYANO CONSULTING GROUP

小谷野会計グループ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14 階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 社会保険の適用の拡大について

はじめに

令和 2 年 6 月 5 日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の中で「被用者保険（健康保険・厚生年金保険）の適用拡大」は、企業規模要件について段階的に引き下げ（令和 4 年 10 月、令和 6 年 10 月）、短時間労働者（パート・アルバイト等）の社会保険の加入が中小企業に対しても義務化されます。

1.現行の短時間労働者の社会保険加入要件

特定適用事業所（被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 500 人を超える事業所）で働く短時間労働者は、下記の一定の要件を満たすことで、社会保険の被保険者となります。

① 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
② 雇用期間が 1 年以上見込まれること
③ 賃金の月額が 88,000 円以上であること
④ 学生でないこと

なお、被保険者数が 500 人以下の企業に属する事業所であっても労使合意を得ることで、短時間労働者を社会保険の適用対象とすることができます（＝任意特定適用事業所）。

2.改正内容

主に被保険者総数と雇用期間に関する変更です。以下、令和 4 年と令和 6 年の変更内容の詳細となります。

・令和 4 年 10 月改正
①「特定適用事業所」の要件
（変更前）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 500 人を超える事業所
（変更後）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 100 人を超える事業所

②「短時間労働者」の適用要件
（変更前）雇用期間が 1 年以上見込まれること
（変更後）雇用期間が 2 か月を超えて見込まれること

・令和 6 年 10 月改正
①「特定適用事業所」の要件
（変更前）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 100 人を超える事業所
（変更後）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 50 人を超える事業所

②「短時間労働者」の適用要件
短時間労働者の社会保険の適用要件についての変更はありません。

◎まとめ

対象	要件	平成28年10月～（現行）	令和4年10月～（改正）	令和6年10月～（改正）
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2か月を超えて使用される見込み	継続して2か月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

（出典：日本年金機構）

3.企業側で必要な手続き

① 新たに被保険者となる短時間労働者の把握
短時間労働者で、被保険者となっていない従業員の労働条件を確認する。
② 従業員への説明
令和 4 年 10 月以降は労働条件によって社会保険の被保険者となることを説明する。
③ 被保険者資格取得届の準備
新たに被保険者となる従業員に対する資格取得届を提出する。

おわりに

施行期日より前に社会保険の適用の拡大をすることで、助成金を受け取ることが出来たり、生産性向上のための補助金（ものづくり補助金等）の応募要件の緩和や審査の加点項目となったり、優先的に支援が受けられるメリットがあります。

従業員数 50 名超の企業は、加入範囲の拡大により社会保険料負担が増加しますが、従業員の多様な働き方を制度化したり、人材登用を実行したりと、前向きな人事の見直しのきっかけになります。

（担当：白土）

©KOYANO CONSULTING GROUP 無断転載・引用禁止